## 第57号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年8月25日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年豊川市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項を次のように改める。

_	_	<b>→</b> =
1	ιн	ᅲ
1		1 TX

生活保護法に準じて行う外国人の 保護に関する情報であって規則で 定めるもの

地方税法(昭和25年法律第22 6号)その他の地方税に関する法 律及びこれらの法律に基づく条例 による地方税の賦課徴収又は地方 税に関する調査(犯則事件の調査 を含む。以下同じ。)に関する情 報(以下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの

別表第2の4の項中「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方 税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地 方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。以下同じ。)に関する情報(以下 「」及び「」という。)」を削り、同表6の項中

国民健康保険法(昭和33年法 律第192号)又は高齢者の 療の確保に関する法律(昭和5 7年法律第80号)による医院 に関する給付の支給若しく以 険料の徴収に関する情報(以下 「医療保険給付関係情報」とも の

国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報であって規則で定めるもの

を

Γ

健康保険法(大正11年法律第 70号)、船員保険法(昭和1 4年法律第73号)、私立学校 教職員共済法 (昭和28年法律 第245号)、国家公務員共済 組合法(昭和33年法律第12 8号)、国民健康保険法(昭和 33年法律第192号)、地方 公務員等共済組合法(昭和37 年法律第152号) 又は高齢者 の医療の確保に関する法律(昭 和57年法律第80号)による 医療に関する給付の支給又は保 険料の徴収に関する情報(以下 「医療保険給付関係情報」とい う。)であって規則で定めるも の

に改め、同表9の項中

地方税関係情報であって規則で 定めるもの 医療保険給付関係情報であって 規則で定めるもの を 地方税関係情報であって規則で 定めるもの に改め、同表10の項中「による」を「(昭和34年法律第141号)によ る」に改め、同表17の項中 Γ 医療保険給付関係情報であって 規則で定めるもの 国民年金法による年金である給 付若しくは一時金の支給、保険 料その他徴収金の徴収、基金の 設立の認可又は加入員の資格の 取得及び喪失に関する事項の届 出に関する情報であって規則で 定めるもの を 医療保険給付関係情報であって 規則で定めるもの

に改め、同表20の項を次のように改める。

20	会生活を総合的に支援す		障害者関係情報であって規則で定 めるもの
	支援給付の支給又に	るための法律による自立   支援給付の支給又は地域   生活支援事業の実施に関	生活保護法に準じて行う外国人の 保護に関する情報であって規則で

| する事務であって規則で 定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報であって規則で定めるもの

を

国民年金法、私立学校教職員共 済法、厚生年金保険法(昭和2 9年法律第115号)、国家公 務員共済組合法又は地方公務員 等共済組合法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報であって規則で定め るもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。